

周南市営住宅等指定管理者募集要項に関する質問回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	P 1 6 ・ 1 7 法定検査について	新南陽と熊毛地区の水道法第 3 4 条の 2 第 2 項の検査は実施しなくてもよろしいのか。	新南陽及び熊毛地区の水道法第 3 4 条の 2 第 2 項の法定検査については、検査が必要となりますので、仕様書を修正しました。
2	保守点検について	保守点検業務仕様書の P 1 9 で貯水槽ポンプの数と現状に相違が有りませんか。P 8 4 の 5 業務内容及び実施時期の（１）～（４）のポンプ・水槽の数が一覧表（P 1 5）と合いませんが確認願います。	貯水槽の容量及びポンプの個数について現状を確認した結果、数量に相違がありましたので、仕様書を修正しました。また、P 8 4 についても現状に合わせて修正しました。
3	飲料水貯水槽等について	P 8 9 ・ 9 0 の内容で三丘住宅が専用水道の内容となっていますが、5 2 項目の水道検査や月 1 回の水質検査を実施するのでしょうか。（２）残留塩素測定ですが、秋里住宅は月 3 回ですが、それ以外の住宅の測定回数を表示願います。	三丘住宅は水道水であるため、P 9 0 の検査は不要とします。また、熊毛地区の残留塩素測定ですが、秋里住宅は月 3 回とし、三丘住宅及び勝間住宅については月 1 回としましたので、仕様書を修正しました。
4	消防点検について	消火器の放射試験は実施するのでしょうか。年間の放射試験量をお願いいたします。	消火器の放射試験については実施していただきます。放射試験量の基準について仕様書に追記しました。また、消火器の交換予定本数も仕様書に追記しました。